

作業停止計画調整マニュアルの変更概要

2021年5月12日

電力広域的運営推進機関

- 「作業停止計画調整マニュアル」は発電設備及び流通設備の作業停止を計画的かつ円滑に実施するため以下に係る詳細事項について解説するものであり、2018年10月に策定した。
 - 電力広域的運営推進機関の業務規程
 - 第11章 作業停止計画の調整
 - 第12章 系統情報の公表
 - 附則（平成30年6月29日）
 - 送配電等業務指針
 - 第12章 作業停止計画の調整
 - 附則（平成30年6月29日）
- 実運用における課題等で考え方の整理が必要となった場合は、適宜マニュアルを見直している。
- 今回、実運用における課題として、事例検証から得られた次頁（１）～（４）に示す４項目について考え方を整理のうえ、マニュアル変更案を作成し、「第13回地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」（2021年3月）に報告した。

（１）緊急時の作業停止の調整・移行時の通知・説明

- 発電抑制が発生した緊急時の対応において、発電抑制を受ける事業者の理解を得るための一般送配電事業者の取り組みが不足していた事例があった。
- ⇒ 緊急時及び事後の対応をスムーズに進められるようにするため、一般送配電事業者が事故の状況、復旧見通しなどの情報を発電制約対象事業者及び発電事業者等に通知・説明すると整理。

（２）抑制の移行ステップ

- 緊急時の作業停止の調整・移行時の通知・説明に関し、「緊急時の抑制」から「公平性を考慮した発電抑制への移行」の移行トリガーの類型化について委員意見があった。
- ⇒ 移行トリガーは、一般送配電事業者が発電制約量を算出次第指令する定格容量比率按分の発電抑制の給電指令であり、移行完了は給電指令時補給終了後であることと整理。

（３）広域機関による確認・検証（停止長期化時の検証等）

- 発電抑制が発生した緊急時の対応が長期化した事例を受け、長期停止になり影響が大きい場合に検証する仕組みの構築について委員意見があった。
- ⇒ 事業者のニーズが高いことを踏まえ、発電抑制が発生後、停止が長期化し発電制約対象事業者に与える影響が大きい場合は、当面の間、広域機関が検証すると整理。

（４）緊急時の給電指令の確実な実施のための一般送配電事業者の事前通知・説明

- 発電抑制が発生した緊急時の対応において、給電指令時のコミュニケーション不足等により、給電指令に従っていなかった事例があった。
- ⇒ 緊急時の給電指令を確実に実施するため、連絡体制や給電指令に従えない合理的な理由の具体的事例を発電事業者等や発電制約対象事業者に予め通知・説明すると整理。

（５）その他

- ⇒ 今回の変更に合わせて、上記の（１）～（４）以外に、定格容量比率按分以外の方法による発電制約、緊急時の扱いの報告時期などの解説の追加やマニュアル全体の記載の統一などを実施。

一般送配電事業者、発電制約対象事業者及び発電事業者等が緊急時及び事後の対応をスムーズに進められるようにするため、一般送配電事業者が事故の状況、復旧見通しなどの情報を発電制約対象事業者及び発電事業者等に通知・説明することについて、新たに解説を加える。

通知・説明
内容を明確化

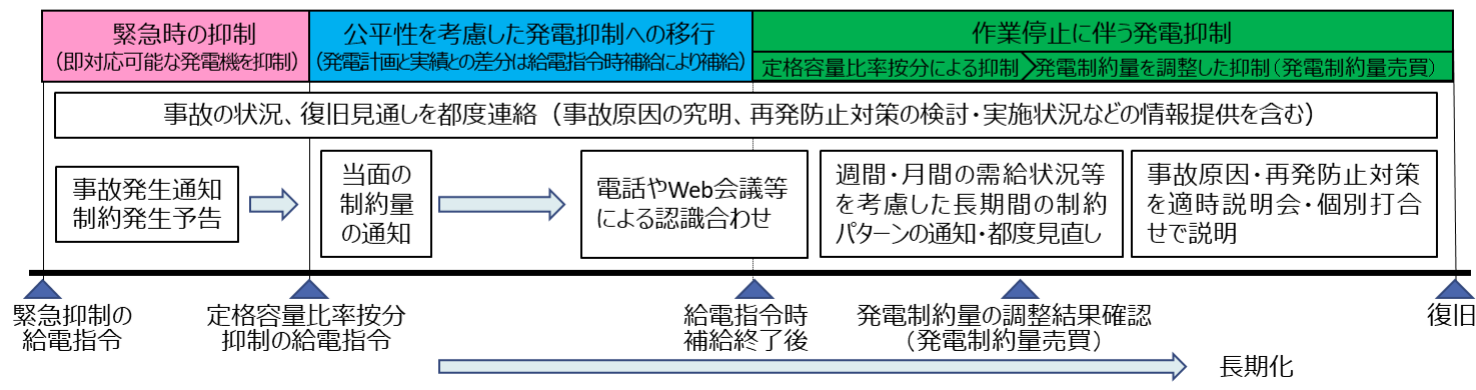
2. (6) イ (ウ) h 緊急時の扱い

②緊急時における通知・説明

一般送配電事業者、発電制約対象事業者及び発電事業者等が緊急時及び事後の対応をスムーズに進められるようにするため、一般送配電事業者は、次のように事故の状況、復旧見通しなどの情報を発電制約対象事業者及び発電事業者等に適宜通知・説明する。

【最低限の対応の目安】（緊急時に備え事前に協議しておくことが望ましい）

- 定格容量比率按分に移行するまでの準備時間を増やすため、事故発生事実と発電抑制発生の可能性を早期に通知
- 緊急時の抑制が流通設備の事故起因だった場合、復旧見通しを通知し、見通しが変わる場合に都度連絡（作業終了が未定であっても一般送配電事業者が過去の実績等から復旧見通しを想定して通知）
- 当面の制約量を通知後、復旧が長期化することが判明した場合は、準備出来次第、将来の需給状況等を考慮した長期間の制約パターンを別途連絡する
- メールでの一方的連絡でなく電話・Web会議等による一般送配電事業者と発電計画提出者・発電事業者等の認識合わせを実施
- 復旧が長期化した場合、発電計画提出者・発電事業者等におけるリスクの予見性や対応検討の観点から、事故原因と再発防止策、制約量を最小化するための取り組みなどについて、説明会・個別打合せを実施
- 発電制約量売買の申し出があった場合は、発電制約対象事業者の発電制約量の調整結果を確認



「緊急時の抑制」は、人身安全・設備保安の確保のため即対応できる電源を抑制することであり、「公平性を考慮した発電抑制への移行」のトリガーは、一般送配電事業者が発電制約量を算出次第指令する定格容量比率按分の発電抑制の給電指令であり、移行完了は給電指令時補給終了後であることについて、新たに解説を加える。

2. (6) イ (ウ) h 緊急時の扱い

変更前（変更箇所は青字に下線）

②緊急時における発電抑制

①により、故障発生からが作業停止となるが、緊急時に発電抑制を伴った場合、

移行トリガー
を明確化

「給電指令による発電抑制」から「作業停止に伴う発電抑制」への移行タイミングは給電指令時補給終了（給電指令から原則として3コマ分まで※）後とし、公平性の観点から、発電制約量は定格容量比率按分値とする。なお、関係事業者間の協議により、発電制約量売買方式を適用することも可能とする。（図6）

また、緊急時発生直後は発電抑制が発生しないが、需要等の系統状況変化に伴い、給電指令により給電指令から原則として4コマ以降の発電抑制を行う場合（給電指令時補給がない場合）については、給電指令による発電抑制後を「作業停止に伴う発電抑制」とする。（図7）

※ 1コマ：30分

変更後（変更箇所は赤字に下線）

③緊急時における発電抑制

①により発電抑制が必要な場合、緊急時の給電指令により、即対応できる発電機を抑制（N-1電制、OLR動作を含む）するとともに発電制約対象事業者に事故等発生を通知する。その後、公平性を考慮した定格容量比率按分の「作業停止に伴う発電抑制」に移行する。この移行の給電指令は、発電制約量及び配分の算出・確認後、発電制約対象事業者に通知・説明（緊急時に備え事前実施可）等の上、実施する。（図30、図31）

「給電指令による発電抑制」から「作業停止に伴う発電抑制」への移行タイミングは、託送等供給約款上の給電指令時補給終了（給電指令から原則として3コマ分まで※）と同時とする。なお、発電制約対象事業者間の協議により、発電制約量売買方式を適用することも可能とする。（図32）

また、直ちに発電抑制が発生しないが、需要等の系統状況変化に伴い、給電指令により給電指令から原則として4コマ以降の発電抑制を行う場合（給電指令時補給がない場合）については、給電指令による発電抑制後を「作業停止に伴う発電抑制」とする。（図33）

※ 1コマ：30分

(2) 抑制の移行ステップ (続き)

移行ステップ
を明確化

6

【ステップ1】事故発生直後

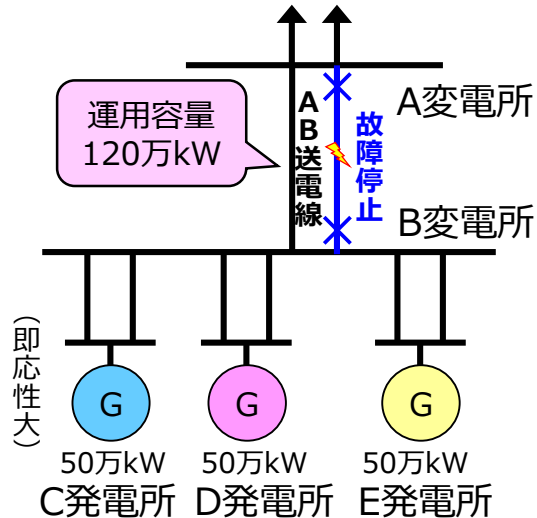
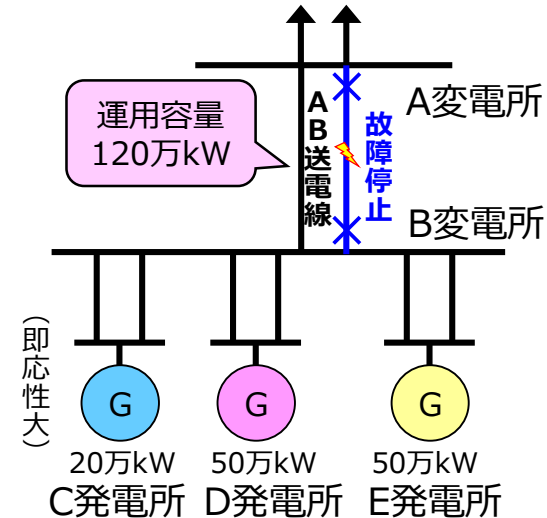


図30 発電抑制の移行ステップ

「緊急抑制の給電指令」

AB送電線の潮流を運用容量内とするため、即対応可能なC発電所を抑制

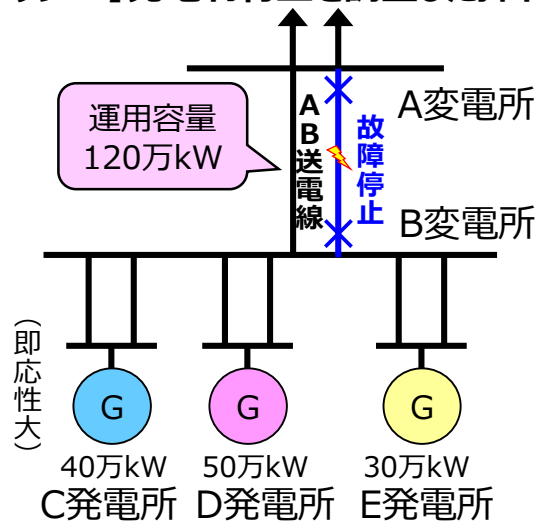
【ステップ2】緊急時の抑制



「定格容量比率按分抑制の給電指令」

公平性を考慮した発電抑制に移行するため、発電制約量を算出次第、指令し、給電指令時補給終了までに移行

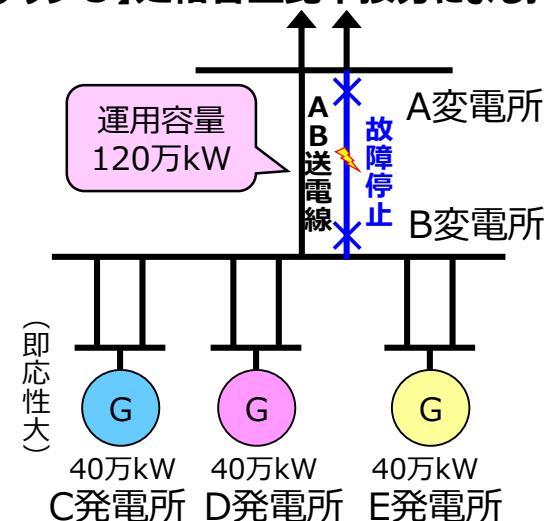
【ステップ4】発電制約量を調整した抑制



発電制約量売買の申し出を受けての「発電制約量の調整結果確認」

発電制約量売買により、D発電所の発電制約量10万kWをE発電所が引き受けるように調整

【ステップ3】定格容量比率按分による抑制

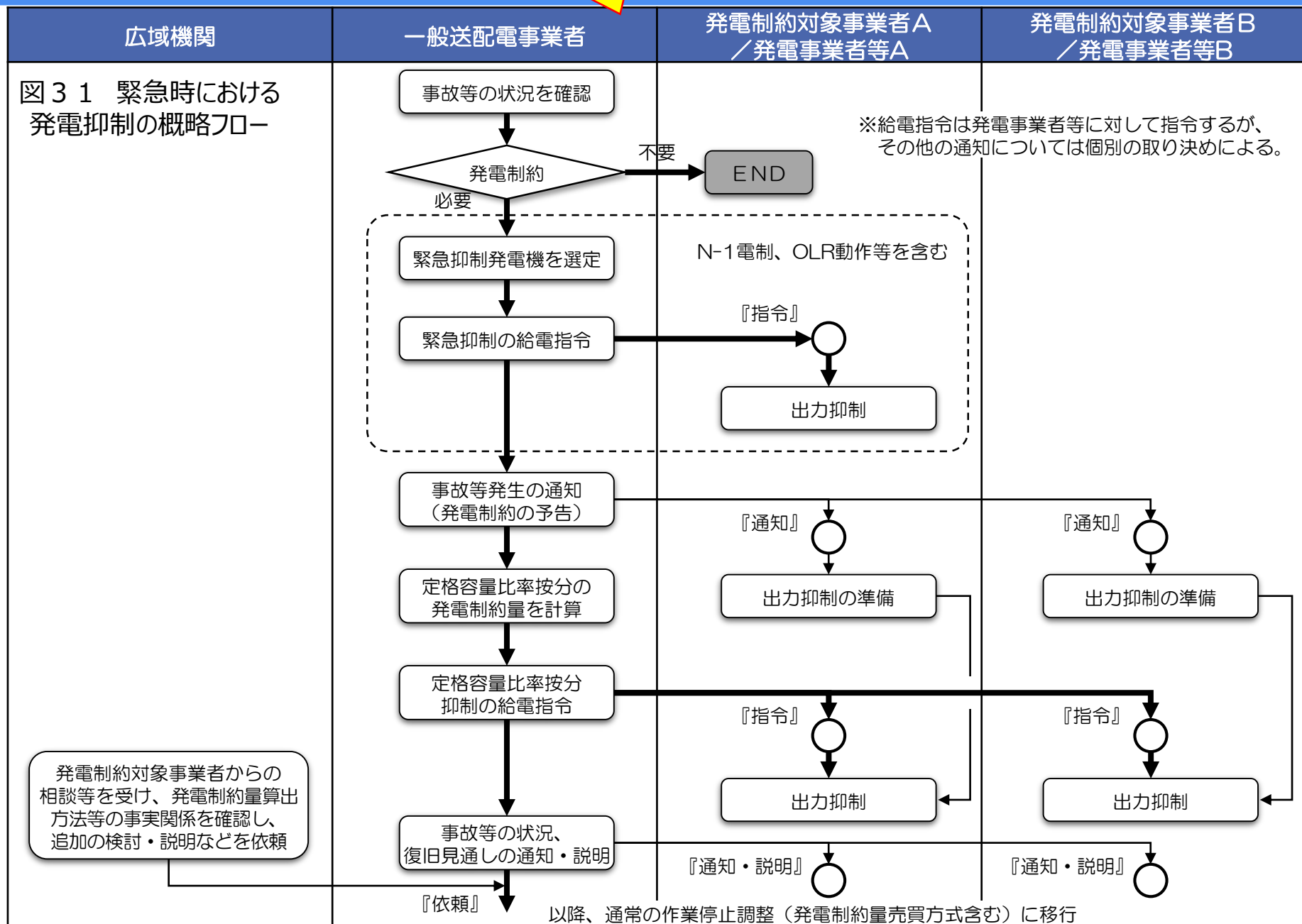


(2) 抑制の移行ステップ（続き）

移行ステップ
を明確化

7

図3-1 緊急時における
発電抑制の概略フロー



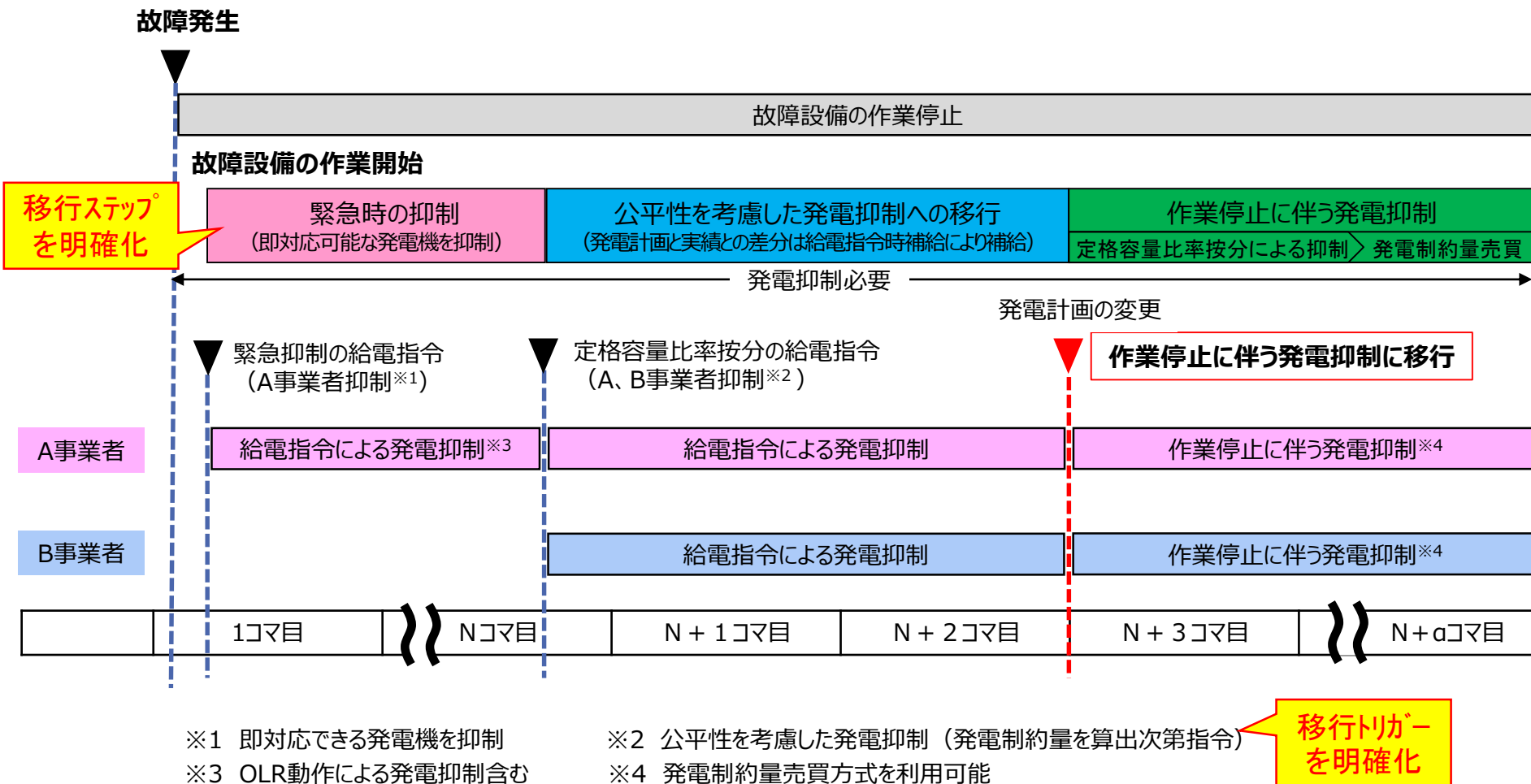


図 3 2 緊急時における「給電指令による発電抑制」から「作業停止に伴う発電抑制」への移行タイミングのイメージ

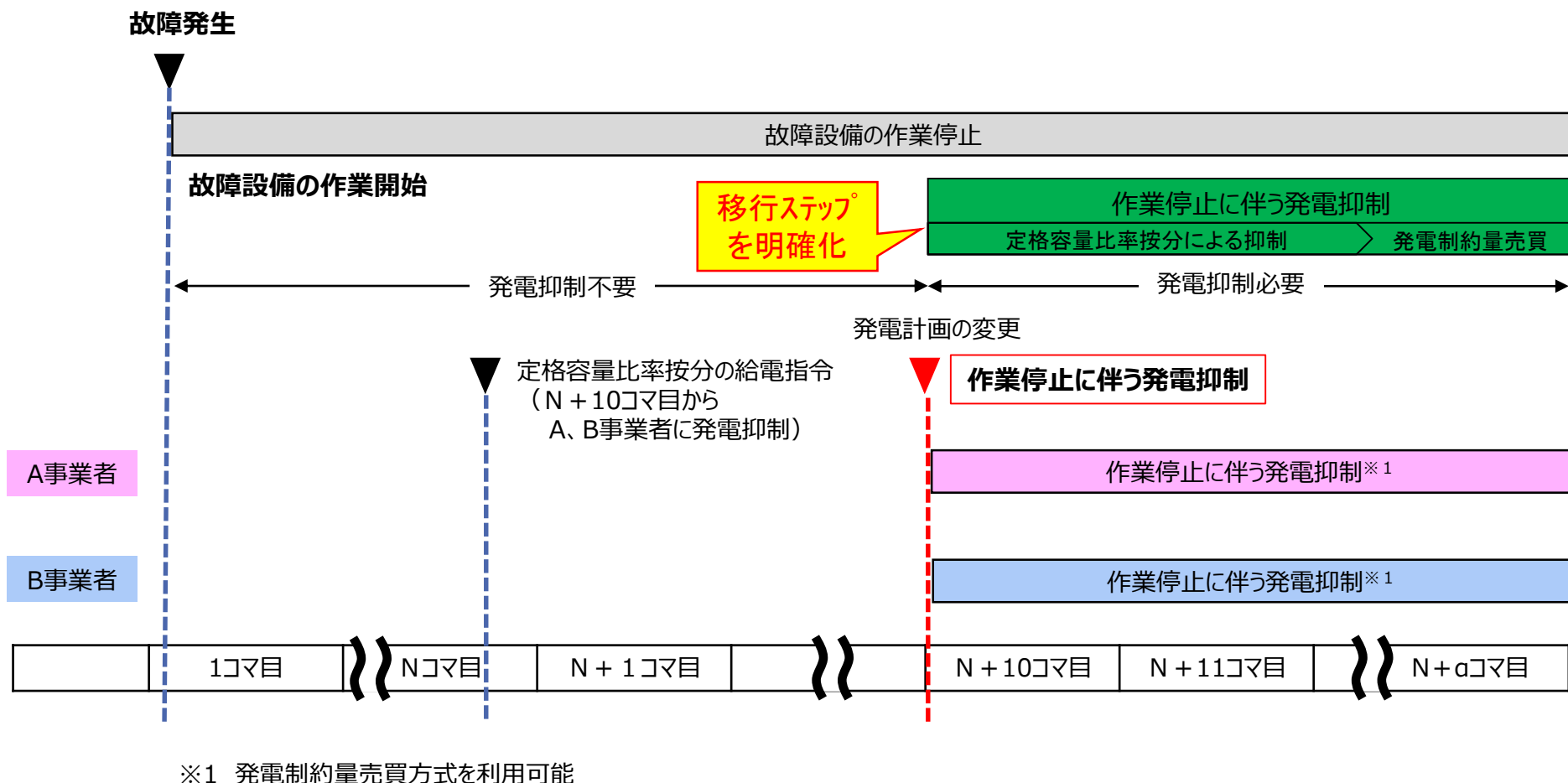


図 3 3 緊急時における「作業停止に伴う発電抑制」のタイミングのイメージ (給電指令時補給がない場合)

地内ルール検討会等で報告する緊急時における発電抑制に伴う給電指令の検証において、給電指令の妥当性の評価の観点、給電指令に従えない場合の合理性及び抑制状況を検証することについて、新たに解説を加える。

2. (6) イ (ウ) h 緊急時の扱い

変更前（変更箇所は青字に下線）	変更後（変更箇所は赤字に下線）
③給電指令の検証 広域機関は、緊急時における発電抑制に伴う給電指令で複数の<u>関係事業者</u>に対して発電抑制が発生した場合は、一般送配電事業者「その内容について広域機関への報告」を求め、検討会等において検討中の一般送配電事業者調整方式等の導入までを目途に、以下の事項について広域機関が検証し、その内容を<u>検討会等</u>に報告する。 - 給電指令が妥当であったか。 - 給電指令に発電事業者等が従っているか。 - 給電指令時補給が給電指令から原則として3コマ分までとなっているか。	④給電指令の検証 広域機関は、緊急時における発電抑制に伴う給電指令で複数の<u>発電制約対象事業者</u>に対して発電抑制が発生した場合は、一般送配電事業者「その内容について広域機関への報告」を求め、検討会等において検討中の一般送配電事業者調整方式等の導入までを目途に、以下の事項について広域機関が検証し、その内容を<u>地内ルール検討会等</u>に報告する。 - 給電指令が妥当であったか。 - 給電指令は必要であったか 給電指令のタイミングは適切であったか 発電抑制量は適切であったか - 給電指令に発電事業者等が従っているか。 <u>（従わなかった場合は、合理性及び抑制状況）</u> - 給電指令時補給が給電指令から原則として3コマ分までとなっているか。

評価の観点
を追加

検証項目を
追加

発電抑制が発生後、停止が長期化し発電制約対象事業者に与える影響が大きい場合は、当面の間、広域機関が検証することについて、新たに解説を加える。

2. （６）イ（ウ）h 緊急時の扱い

変更前（変更箇所は青字に下線）	変更後（変更箇所は赤字に下線）
<u>③</u>給電指令の検証	<u>④</u>給電指令の検証 （略） <u>⑤</u>停止長期化時の検証 広域機関は、緊急時における発電抑制に伴う給電指令により発電制約対象事業者に対して発電抑制が発生後、停止が長期化し発電制約対象事業者に与える影響が大きい場合には、一般送配電事業者に「その内容について広域機関への報告」を求め、以下の事項について、適切に実施されていることが十分確認できるまでの当面の間、広域機関が検証し、その内容を地内ルール検討会等に報告する。 ・一般送配電事業者が可能な限り実発電抑制量を低減させるための取り組みを講じていたか。 ・一般送配電事業者が発電制約対象事業者及び発電事業者等に復旧までの情報を適宜提供していたか。 ただし、発電計画提出者から停止長期化に関する相談等を受けた場合、広域機関は、発電制約量算出方法等の事実関係を確認し、必要に応じて、追加検討や発電計画提出者・発電事業者等に対する追加説明を実施することなどについて、一般送配電事業者に依頼する。 なお、停止長期化とは、原則、24時間以内に復旧しない場合及び復旧見込みが明確でない場合をいう。

検証を追加

緊急時の給電指令を確実に実施するため、連絡体制や給電指令に従えない合理的な理由の具体的事例を給電申合書等で明確化し、発電事業者等や発電制約対象事業者に予め通知・説明することについて、新たに解説を加える。

2. (6) イ (ウ) h 緊急時の扱い

変更前（変更箇所は青字に下線）	変更後（変更箇所は赤字に下線）
連絡体制の 明確化 給電指令に従えない 合理的な理由の具体事例 ④発電制約量売買方式へのスムーズな移行	⑥緊急時の給電指令の確実な実施のための一般送配電事業者の事前通知・説明 緊急時の給電指令が確実に実施されるように次の項目について給電申合書やその他文書で明確化し、発電事業者等や発電制約対象事業者に予め通知・説明する。 ・緊急時発生直後は即対応できる発電機を緊急的に発電抑制すること（OLR含む） ・発電計画提出者・発電事業者等が給電指令の変更又は中止を要請し、意見を述べる際の手続き、変更又は中止を一般送配電事業者が認める合理的な理由の具体的事例（大規模自然災害、発電所火災、設備障害等により人身安全、設備保安の確保ができないおそれがある場合など） ・緊急時の公平性を考慮した発電抑制は定格容量比率按分で発電抑制すること ・発電制約量売買方式を適用した場合の対応 ・緊急時における発電事業者等や発電制約対象事業者に対する発電抑制量の通知方法 ⑦発電制約量売買方式へのスムーズな移行

(5) その他 ①定格容量比率按分以外の方法による発電制約、緊急時の扱いの報告時期 13

定格容量比率按分以外の方法による発電制約及び緊急時の扱いの実績の一般送配電事業者からの報告時期について、新たに解説を加える。

2. (6) イ (イ) h 定格容量比率按分の適用が困難な場合

変更前 (変更箇所は青字に下線)

h 定格容量比率按分の適用が困難な場合

一般送配電事業者は、電圧調整に必要で最低出力以下にできない発電機がある系統(例⑥)や、電氣的距離によって発電制約効果変動するループ系統(例⑦～⑧-2)、特定の発電機を停止させる必要がある故障電流対策(例⑨)や安定度制約等としての停止などにおいては、定格容量比率按分の適用が困難なため、必要に応じて「(8)作業停止計画の承認」に則った対応を行う。なお、制約を逸脱しない範囲内で、発電制約量売買方式を実施してもよい。

また、公平性・透明性の観点から、上記理由により定格容量比率按分以外の方法による発電制約を実施した場合(ただし、例⑥～⑨以外の方法により発電制約を実施した場合でかつ、発電制約の対象となる事業者が複数の場合に限る)、広域機関は検討会等に報告する。

報告時期の
明確化

変更後 (変更箇所は赤字に下線)

h 定格容量比率按分の適用が困難な場合

一般送配電事業者は、電圧調整に必要で最低出力以下にできない発電機がある系統(下記①)や、電氣的距離によって発電制約効果変動するループ系統(下記②)、特定の発電機を停止させる必要がある故障電流対策(下記③)や安定度制約等としての停止などにおいては、定格容量比率按分の適用が困難なため、必要に応じて「(8)作業停止計画の承認」に則った対応を行う。なお、制約を逸脱しない範囲内で、発電制約量売買方式を実施してもよい。

また、公平性・透明性の観点から、上記理由により定格容量比率按分以外の方法による発電制約を実施した場合(ただし、記①～③以外の方法により発電制約を実施した場合でかつ、一般送配電事業者は広域機関に都度報告し、広域機関は地内ルール検討会等に報告する。

報告時期の
明確化

2. (6) イ (ウ) h 緊急時の扱い

変更前 (変更箇所は青字に下線)

⑤緊急時の扱いが適用された事例の公表

広域機関は、緊急時の扱いが適用された事例について、検討会等で以下の内容を公表する。

○発生エリア、発生日、停止設備、停止要因、発電抑制対象事業者数(単一もしくは複数)、停止中における最大抑制量、停止時間、停止設備の現在の状況

変更後 (変更箇所は赤字に下線)

⑧緊急時の扱いが適用された事例の公表

緊急時の扱いが適用された事例について、一般送配電事業者は広域機関に都度報告し、広域機関は地内ルール検討会等で以下の内容を公表する。

○発生エリア、発生日、停止設備、停止要因、発電制約対象事業者数(単一若しくは複数)、停止中における最大抑制量、停止時間、停止設備の現在の状況、発電制約対象事業者への説明結果(特記事項の有無)

発電抑制が発生する時期・最大抑制量等の通知時期、通知結果の報告について、新たに解説を加える。

2. (6) イ (ウ) h 緊急時の扱い

変更前 (変更箇所は青字に下線)

④発電制約量売買方式へのスムーズな移行

緊急時において発電制約量売買方式にスムーズに移行できるよう、以下を実施する。

○ 一般送配電事業者

需要や系統状況等により、緊急時に複数の関係事業者に対して発電抑制が必要となると予想される系統（作業停止計画において発電設備の作業同調を考慮しない場合に発電抑制が発生する系統や、過去に緊急時において発電抑制が発生した系統を基本とする）について、予め、発電抑制が発生する時期・最大抑制量等を想定できる範囲内で関係事業者及び広域機関に通知する。

また、関係事業者から「事前に緊急時の発電制約量売買方式に関する取り決めを講じる」との連絡を受けた場合は、関係事業者へ関係事業者リストを提供する。

なお、系統状況等の変更により、通知した内容に大幅な変更がある場合は、変更後の内容を再通知する。

○ 関係事業者
(略)

通知時期の
明確化

通知結果
の報告

変更後 (変更箇所は赤字に下線)

⑦発電制約量売買方式へのスムーズな移行

緊急時において発電制約量売買方式にスムーズに移行できるよう、以下を実施する。

○ 一般送配電事業者

需要や系統状況等により、緊急時に複数の発電制約対象事業者に対して発電抑制が必要となると予想される系統（作業停止計画において発電設備の作業同調を考慮しない場合に発電抑制が発生する系統や、過去に緊急時において発電抑制が発生した系統を基本とする）について、予め、発電抑制が発生する時期・最大抑制量等を想定できる範囲内で発電制約対象事業者・発電事業者等及び広域機関に通知する。

この通知は原則として毎年12月末までに実施するものとし、設備新增設・撤去、需要想定見直しといった需要や系統状況等の変更により、通知した内容に大幅な変更がある場合は、その都度変更後の内容を再通知する。
発電制約対象事業者、発電事業者等に対する通知結果（説明実績、問合せ等の有無とその内容）について、広域機関に報告する。

また、発電制約対象事業者から「事前に緊急時の発電制約量売買方式に関する取り決めを講じる」との連絡を受けた場合は、発電制約対象事業者へ発電制約対象事業者リストを提供するとともに広域機関に報告する。

○ 発電制約対象事業者
(略)

実態に合わせ、発電制約対象範囲内の同一発電計画提出者の発電所間における発電制約量の振替について、新たに解説を追加する。

2. (6) イ (イ) i 発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲について

変更前（変更箇所は青字に下線）

i 発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲について
 発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲についての基本的考え方は以下のとおり。

発電制約対象範囲内における
 同一発電計画提出者の発電所
 間の振替の解説を追加

変更後（変更箇所は赤字に下線）

i 発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲について
 発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲についての基本的考え方は以下のとおり。

①発電制約対象範囲内の同一発電計画提出者の発電制約量の振替
発電制約対象範囲内に同一発電計画提出者の発電所が複数あり、発電制約効果が同じ場合、当該発電所間で発電制約量の振替が可能。ただし、一般送配電事業者が潮流監視等のため振替の情報が必要な場合があることから、一般送配電事業者と当該発電計画提出者で協議等し、必要に応じて振替時の扱い（連絡の要否等）について事前に取り決める。

【具体例】

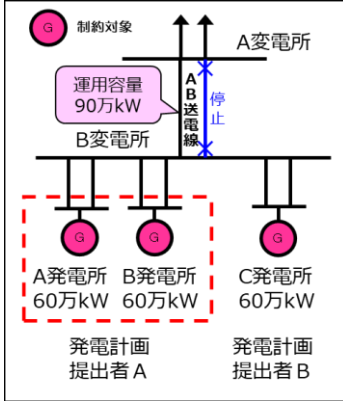
図19において、運用容量90万kWに対し、定格容量合計が180万kWのため、90万kWの発電制約が必要となる。

90万kWの発電制約量を定格容量比率按分すると30万kW/台となる。

発電制約対象範囲内にある発電計画提出者AのA、B発電所は、同一発電計画提出者の発電所であり、発電制約効果も同じであるため、発電制約量の振替が可能である。

発電計画提出者Aは、例えば、A発電所の発電制約量の全量をB発電所に振替え、A発電所は発電制約なし、B発電所は発電制約量60万kWとすることが可能。

2. (6) イ (イ) i 発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲について

変更前（変更箇所は青字に下線）	変更後（変更箇所は赤字に下線）																					
	(続き)  <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th rowspan="2">定格容量</th><th colspan="2">発電制約量</th></tr><tr><th>振替前</th><th>振替後</th></tr><tr><td rowspan="2">発電所計画提出者A</td><td>A 発電所</td><td>60 万 kW</td><td>▲30 万 kW</td><td>なし</td></tr><tr><td>B 発電所</td><td>60 万 kW</td><td>▲30 万 kW</td><td>▲60 万 kW</td></tr><tr><td>発電所計画提出者A</td><td>C 発電所</td><td>60 万 kW</td><td>▲30 万 kW</td><td>▲30 万 kW</td></tr></table> 図 1 9 発電制約対象範囲内の同一発電計画提出者の 発電制約量の振替例			定格容量	発電制約量		振替前	振替後	発電所計画提出者A	A 発電所	60 万 kW	▲30 万 kW	なし	B 発電所	60 万 kW	▲30 万 kW	▲60 万 kW	発電所計画提出者A	C 発電所	60 万 kW	▲30 万 kW	▲30 万 kW
					定格容量	発電制約量																
		振替前	振替後																			
発電所計画提出者A	A 発電所	60 万 kW	▲30 万 kW	なし																		
	B 発電所	60 万 kW	▲30 万 kW	▲60 万 kW																		
発電所計画提出者A	C 発電所	60 万 kW	▲30 万 kW	▲30 万 kW																		

発電制約対象事業者の理解・納得を得るため、一般送配電事業者は、通知した発電制約量の変化経緯及び実施した可能な限り発電制約量を少なくする取り組みを発電制約対象事業者に説明することについて、新たに解説を追加する。

2. (6) イ (ウ) e 発電制約量の決定

変更前（変更箇所は青字に下線）

e 発電制約量の決定

発電制約量の決定は月間計画（翌月分）が決定する20日頃を基本とする。ただし、再エネが大量に導入されている系統など、作業系統によって発電制約量の変動は異なると考えられるため、それ以降については可能な限り発電制約量を少なくするよう、一般送配電事業者と関係事業者で協議等し、必要に応じ再通知する。

変更後（変更箇所は赤字に下線）

e 発電制約量の決定

発電制約量の決定は月間計画（翌月分）が決定する20日頃を基本とする。ただし、再エネが大量に導入されている系統など、作業系統によって発電制約量の変動は異なると考えられるため、それ以降については可能な限り発電制約量を少なくするよう、一般送配電事業者と発電制約対象事業者で協議等し、必要に応じ再通知する。

また、一般送配電事業者は、通知した発電制約量の変化経緯及び実施した可能な限り発電制約量を少なくする取り組みについて、発電制約対象事業者に適宜説明する。

発電制約量を少なく
する取り組みの説明
の追加

実態に合わせ、電力設備の作業中に不具合等の不測事態により作業時間を延長する場合、緊急を要する場合として作業停止計画の調整を省略できることについて、新たに解説を追加する。

2. (6) イ (ウ) h 緊急時の扱い

変更前（変更箇所は青字に下線）

①緊急時の作業停止計画の調整の省略

一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保安上の理由により緊急を要する場合は、作業停止計画の調整の手続きを行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。

変更後（変更箇所は赤字に下線）

①緊急時の作業停止計画の調整の省略

電気供給事業者は、人身の安全又は設備保安上の理由により緊急を要する場合は、作業停止計画の調整の手続きを行わず、直ちに関係する電力設備を停止することができる。

なお、この緊急を要する場合には、電力設備の作業中に不具合等の不測事態により作業時間を延長する場合を含む。

不測事態による作業
時間延長時の作業
停止計画の調整の
省略の説明の追加

マニュアルの読み易さ、分かり易さを向上させるため、マニュアル全体において、曖昧な事項の明確化、記載の統一、記載の厳密化を実施する。

	変更項目	変更概要
(ア)	曖昧な事項の明確化	•適用範囲の明確化 ➢「広域連系系統等」の作業停止計画調整に適用することを明確化 •広域機関の窓口の明確化 ➢広域機関における作業停止計画の調整の窓口は運用部であることを明確化
(イ)	記載の統一	•業務規程、送配電等業務指針の記載と統一 •マニュアル箇条間の記載の統一 ➢用語の統一、箇条中の詳細項目に対する標題・概要の追加、図の解説を本文に記載・移動、発電制約量の計算過程を記載、図の体裁調整、図の名称・番号を追加
(ウ)	記載の厳密化	•業務規程、送配電等業務指針の参照条項、マニュアル内の参照箇条の明確化 •主語、目的語等の省略部分の明確化 •用語の定義を厳密化 ➢「関係事業者」→「発電制約対象事業者」 ➢「その他の事業者」→「調整協議対象事業者」 ➢「検討会等」→「地内ルール検討会等」